

服務事故に係る検証・再発防止委員会

報 告 書

平成 22 年 6 月

服務事故に係る検証・再発防止委員会

目 次

1 検証・再発防止委員会の設置	1
(1) 設置の目的	1
(2) 検討経過	1
(3) 検証及び再発防止策の整理手法	2
2 共通の問題	2
3 教職員の服務に関する問題	3
(1) 管理職による所属職員の自己申告書の作成・提出	3
(2) 任用期日前における期限付任用教員の勤務	4
4 学校における経理事務に関する問題	5
(1) 学校自律経営支援予算に係る不適正な事務処理	5
(2) 学校における臨時的な収入金に係る不適正な事務処理	7
5 その他服務に係る適正な管理についての問題	8
(1) 電子媒体による個人情報の不適正な管理	8
(2) 管理職による著書の出版に際して生じた問題	9
6 まとめ	10
《資料》	
資料 服務事故に係る検証・再発防止委員会設置要綱	12

1 検証・再発防止委員会の設置

(1) 設置の目的

三鷹市立南浦小学校（以下「本件小学校」という。）で発生した同校校長及び副校長（以下個別に「本件校長」「本件副校長」といい、総称して「本件校長ら」という。）に係る服務事故については、平成21年11月2日付で三鷹市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に「三鷹市立南浦小学校の公務執行に係る調査委員会」を設置し、事実確認等の調査を進め、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）に服務事故報告を提出した。

都教育委員会は、市教育委員会の事故報告を受け調査等を行い、平成22年2月26日に当該関係者の処分を行うとともに、同日に処分内容を公表したところである。

市教育委員会としては、この服務事故を重く受け止め、管理監督責任を含め関係者の処分・措置を行うとともに、二度とのような事故が発生しないよう、服務事故の原因調査及び検証と再発防止策を検討するため、平成22年3月1日付で市教育委員会に「服務事故に係る検証・再発防止委員会」を設置した（資料参照）。

(2) 検討経過

回	開催日	検討内容
1	3月18日 (木)	① 発生した服務事故についての事実確認 ② 発生要因の分析・検証
2	3月30日 (火)	① 市内公立小・中学校における現状の把握 (校長ヒアリング及び意見交換) ② 発生要因の分析・検証 ③ 具体的な再発防止策の検討
3	4月26日 (月)	① 具体的な再発防止策の検討 ② 報告案の検討
4	5月17日 (月)	① 報告案の検討

(3) 検証及び再発防止策の整理手法

服務事故の事実確認を進めた結果、検証にあたっては、服務事故を、問題点の共通性により、以下の3区分に分類し、各区分の事案ごとに発生要因の検証及び再発防止策の検討を行った。

区 分	事 案
(1)教職員の服務に関する問題	① 管理職による所属職員の自己申告書の作成・提出 ② 任用期日前における期限付任用教員の勤務
(2)学校における経理事務に関する問題	① 学校自律経営支援予算に係る不適正な事務処理 ② 学校における臨時的な収入金に係る不適正な事務処理
(3)その他服務に係る適正な管理についての問題	① 電子媒体による個人情報の不適正な管理 ② 学校における著書の出版に際して生じた問題

2 共通の問題

はじめに、すべての事案に共通する問題から検討を行う。

本件小学校における服務事故においては、全ての事案に共通する問題として、服務に関するコンプライアンス等の認識の欠如や校長と副校長の相互啓発・チェック体制のあり方についての課題が認められた。

これらに対しては、校長・副校長への服務研修をさらに徹底する必要がある。また、こうした研修等を通じて、相互啓発のあり方や現場でのチェック体制、服務事故を未然に防止するための市教育委員会への相談体制などについても、さらに検討を進めることが必要である。

また、今回の服務事故の多くは、校長のほか、副校長や事務担当なども関わりがあったが、こうした事例では、組織における指揮命令系統の中で、直接、校長等に進言することが困難な場合も考えられるため、コンプライアンスの確保の観点から、今後学校における公益通報制度を導入することも有効であると考えられる。

3 教職員の服務に関する事項

(1) 管理職による所属職員の自己申告書の作成・提出

ア 事案の概要

本件校長は、本件小学校の教員1名が、後述の人事考課制度における自己申告書を提出しないと意思表示しているにもかかわらず、平成20年6月の当初申告時、同年10月の中間申告時及び平成21年3月の最終申告時に実施した面接において、同教員から聞き取った内容を本件副校長に指示して記録させて自己申告書の様式に記入させ、同教員に無断で同自己申告書を市教育委員会に提出した。

イ 現状に関する調査内容

東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則の規定による人事考課制度（以下「人事考課制度」という。）における自己申告書の作成については、同規則第4条第2項の規定により「校長又は副校長は、職員に対して、自己申告書を提出させるものとする。」と示されているが、不提出者や不提出者がいた学校の校長に対する罰則規定はない。

市教育委員会では、三鷹市公立小学校長会及び三鷹市公立中学校長会（以下「校長会」という。）並びに三鷹市公立小・中学校副校長会（以下「副校長会」という。）の定例会等の機会をとらえて、自己申告書の提出など、人事考課制度の運用の趣旨や意義を伝えるとともに、適正な運用に向けて評価者訓練を実施している。

市教育委員会では、今回の服務事故を受け、市内の他の市立学校全校の実態を確認したところ、いずれも適正な運用がなされ、本件小学校のような事例は発生していなかった。

ウ 事案発生の要因

人事考課制度における自己申告の趣旨は、教育職員が職務目標を設定し、その達成に向けて努力することにある。

したがって、強制的に自己申告書の提出を命ずることは上記趣旨になじまないと考えられることから、校長・副校長は、自己申告の意義や必要性を教育職員に理解させ、納得のうえで自己申告書を提出させるよう努めなければならない。

しかるに、本件は、本件校長らが自己申告書の趣旨を十分

に理解していなかったことに加え、提出の実績だけを報告しようとした安易な考えをもっていたこと等によって引き起こされたものであると考えられる。

なお、自己申告書については、不提出の教育職員がいた学校の校長に対する罰則規定が置かれていないため、本件校長が心理的圧力を受けて本件服務事故に及んだとは言い難い。

エ 再発防止に向けた方策

再発防止のためには、何よりもまず、校長・副校長が人事考課制度における自己申告の趣旨を十分に理解する必要がある。その方策として、評価者訓練の研修会等において、人事考課制度の適正な運用について一層の周知・徹底を図り、特に自己申告については、その趣旨が十分理解されるよう研修の中で徹底する必要がある。

なお、人事考課制度における自己申告が本来の目的を果たすためには、教育職員においても、その趣旨を十分に理解する必要があろう。

(2) 任用期日前における期限付任用教員の勤務

ア 事案の概要

平成19年度の1学期が始まる直前に本件小学校の第4学年の学級数が増加することが分かり、急きょ平成19年4月16日からの期限付任用で教員が配置されたが、本件校長は、同教員に依頼し、同年4月6日から同月13日までは、ボランティアとして担任となる予定の学級で授業を行わせ、実質的に同学級の担任としての業務を行わせた。

イ 現状に関する調査内容

学級数が急に増えた場合や学級担任が産前産後休暇や育児休暇などを取得する場合の対応については、ボランティアが担任として受け持つことはなく、副校長や他の教員が授業を受け持つことが通例であり、市内の各校においても通常は、このような対応が図られている。

本件小学校と同様の事案は、他には発生していないが、いかに正式の任用が予定されていたとはいえ、任用前のボランティアである以上、あくまでも正規教員の下で補助として授

業をサポートすべきものであり、単独で授業を行い得るものではない。

ウ 事案発生の要因

校長は、学校運営の基礎となる学級担任の分掌を速やかに決定し、児童・生徒の教育が適正に行われるよう努めなければならない。

しかしながら、本件校長は、学級担任として児童との良好な人間関係を早く築きたい、保護者の安心を得たいなどの思いに発したと推察はできるが、正式な任用前に正規の教員と同じ勤務をさせたことは適正ではない。

本件は、人事任用制度（任用と勤務に関する法令等の遵守）に対する管理職としての認識が欠如していたことにより、安易に任用前のボランティアを依頼したことが要因である。

エ 再発防止に向けた方策

人事任用制度、特に正規の教員としての勤務は、任用して初めて行えるという当然のルールを改めて周知するとともに、その徹底を図る必要がある。

また、本件に直接関係するものではないが、学校教育におけるボランティアの活用については、その行いうる職務の内容など、基準を明確化する必要がある。

4 学校における経理事務に関する問題

(1) 学校自律経営支援予算に係る不適正な事務処理

ア 事案の概要

本件校長は、学校の教育活動を充実させる事業として予算の配当を受けた報償費を、同校職員の個人口座を通じて現金化し、同校の音楽教員が同校児童に使わせていた私物の楽器の修理代、同校卒業式で使用したエレクトーンの借用代、同校講師が持ち時数以上に行った授業に対する報酬等、同予算を目的外の費用に流用した。

イ 現状に関する調査内容

校長は、特色ある学校づくりを進めるために、様々な事業を考え、その事業を実施するために必要な予算として学校自

律経営支援予算を要求し、当該予算の承認・配当がなされた場合、教育活動の充実に充てることができるうことになっていた。その予算執行段階で、市教育委員会が承認した場合には、当初計画の変更も可能であったが、本事案のように目的外の使用や申請内容に反する予算執行は許されない。

市教育委員会は、本件小学校における服務事故を受け、市内の他の市立学校全校を対象とした調査を実施したが、事務的なミスを除き、各校においてこうした不適正な予算の支出は確認されなかった。

ウ 事案発生の要因

本件発生の要因には、本件校長を始め、配当された予算（公金）の收支に関わった職員の目的外使用などの不適正な使用についての認識が欠如し、チェック機能が働かなかつたことが挙げられる。また、制度面では、同予算に係る事業実施の決裁等、学校における予算執行の手続きについて、徹底されていなかつた点も指摘できる。さらに、教育活動の中で私物を使用したり、私費によって公金により支出すべきものの立替を行っていたなどの事例がみられ、公私の別が徹底されていなかつたことが挙げられる。

エ 再発防止に向けた方策

学校自律経営支援予算については、平成22年度予算計上を見送っており、本委員会の検証結果に基づき、今後制度のあり方を検討することとしている。

今後この予算を再開する場合には、少なくとも以下の方策について検討すべきである。

- 事業実施の際の実施起案などの学校での手続きについて、より具体化・明確化を図るとともに、学校におけるチェック体制の確立、同予算の実施後における報告義務の厳格化を図る。
- 同予算の執行状況報告書などは校長印のみの押印となっているが関係職員の決裁欄を設け、相互確認体制を構築する。
- 公金の取扱いについて、学校における管理職や会計事務担当職員に対して、徹底した研修を実施する。

(2) 学校における臨時的な収入金に係る不適正な事務処理

ア 事案の概要

本件校長は、平成19年度及び平成20年度に実施された市主催の行事において販売した同校の学校農園で収穫した野菜の売上代金並びに平成19年度及び平成20年度に行われた式典等において来賓等から受領した祝い金を、同校への来客用の茶菓子代等に充てるなどしたが、帳簿による適正な管理を行わなかった。また、民間団体から贈呈された賞品及び助成金を適正に管理せず、自分が以前に立替払をした同校で出版した書籍の編集費用等に充てた。

イ 現状に関する調査内容

予算（公金）以外の学校における収入としては、保護者等から徴収する給食費などの経費の取扱いについて、平成21年度に「三鷹市立学校の学校徴収金事務取扱規程」を制定したところである。しかし、学校の教育活動に伴う助成金や祝い金などのように、公金及び学校徴収金以外の学校における臨時的な収入金について、「三鷹市立学校事案決定規程」では、その収入及び支出に係る決定及び報告に関することを校長の決定すべき事案としているところである。そのため、対応については各校の校長の判断に委ねられており、学校独自に帳簿等による収支管理が行われている。

ウ 事案発生の要因

公立学校として受け取った金銭については、公的な性格を有するものとして考えることが妥当であることから、これら臨時的な収入金についても帳簿等による適正な管理が必要とされるところである。しかし、今回の事案では、私的流用はなかつたとはいえ、適正な会計処理がされないまま、校長個人の裁量のまま支出がなされていた。

こうした公金ではない臨時的な収入金についての考え方の未整理、かかる収入金についての事務処理方法がルール化されていないこと、臨時的な収入金も公的な性格を有することについての認識の不十分さ等が今回の事案発生の要因となっている。

エ 再発防止に向けた方策

民間団体からの助成金や祝い金などの臨時的な収入金については、本来的には、三鷹市立学校の学校徴収金事務取扱規程に定めたものと同様に、明確な基準を定めることが望ましいが、収入金の性質・額も多様であることから、一律の基準の設定は難しい面もある。しかし、最低限収支管理の徹底を図るべく、学校における会計事務取扱者を明確に定め、帳簿による管理を行い、学校として責任を持った管理を行っていく必要がある。

なお、今回の事案発生を受けて、校長会では、祝い金については、平成22年度より「受け取らない方針」を確認している。

その他再発防止のために、以下の方策を実施すべきである。

- 収支管理の最終的責任は、校長権限に属するとはいえ、副校长、会計事務取扱者等により収支を厳格に管理することで、チェック体制を確立する。
- 臨時的な収入金の性質・額に応じた支出のあり方、内容につき、校内で検討し、適正かつ学校組織として妥当なものへの支出とし、透明化を図る。
- いわゆる「祝い金」の法的性質については、「市への寄附」とする裁判例と「学校長に対する信託類似の契約」とする裁判例があるが、未だ最高裁の判例はない。そこで、近時の裁判例を参考にしつつ、校長会の方針や「ふるさと納税」等の寄附文化の醸成の観点をふまえながら、今後、市教育委員会として制度化を見据えながら継続的に検討すべきである。

5 その他服務に係る適正な管理についての問題

ここまで事案については、都教育委員会が処分対象とした事案であるが、このほか市教育委員会の服務事故の調査の際に明らかになった以下の事案についても、その検証及び再発防止策を取りまとめた。

(1) 電子媒体による個人情報の不適正な管理

ア 事案の概要

本件副校长が保管していた「個人情報を含む電子媒体」(フロッピーディスク)の所在が不明となっていた。本件副校长

は、学校外への持ち出しじゃなく、「他のフロッピーディスクとともにシュレッダーによる廃棄処理をした可能性がある」と証言しているが、処分した記録が残されていなかった。

イ 事案発生の要因

校長、副校长は個人情報の管理を自ら率先することが重要であるが、本事案では管理状況を記録するなどの対応がなされていなかった。このことは、管理職として、個人情報の取り扱いについての重要性に関する認識が欠如していたものと言える。

またその後、学校から市教育委員会への事故報告が速やかになされていなかったが、この点についても、個人情報の管理の重要性についての認識の不十分さを指摘することができる。

ウ 再発防止に向けた方策

個人情報の管理に関しては、市教育委員会としても校長会、副校长会はもとより、各種委員会や主任会等でも指導とともに、ICT環境の整備を行い情報セキュリティの向上に向けた取り組みを行っている。

しかし、今回の事案を踏まえ、再発防止策として、改めて電子媒体の取扱いルールについて周知徹底し、各校の個人情報取扱規程の提出や適正な実施についての指導の徹底と研修の実施等、原点に立ち返っての取り組みが必要である。

また、学校におけるISMS（注）導入の検討、適正な情報管理を実施しているかの監査を行うことなどについても、検討すべきである。

（注）Information Security Management Systemの略。個人情報を含む自治体などの組織が保有する情報の適切な管理を行うための仕組み。国際規格 ISO/IEC 27001及び日本工業規格 JIS Q27001を基準としている。

（2）管理職による著書の出版に際して生じた問題

ア 事案の概要

本件校長は、平成18年度から19年度にかけて、本件小学校が食育モデル校の指定を受けて実施した研究や実践等の成果を、平成20年7月に、本件校長が販売保証の趣旨で1

000部を引き取ることを条件に、書籍として出版した。本書は、校長の職務権限内で作成された学校の研究物であるととらえることができるが、市教育委員会への協議等が行われておらず、市教育委員会の刊行物とは認められない。

また、本件校長は、平成21年3月に校長の日常業務や所感をまとめた私的な書籍を出版した。

ところが、本件校長は、上記引取書籍及び私的に出版した書籍を、校内で販売したり、全国の公立図書館等への発送事務を勤務時間中に学校嘱託員に行わせるなどしていた。

イ 事案発生の要因

学校は、様々な教育活動を行っているが、その教育活動を公開し、評価を受けることによって、よりよい教育活動へと発展していく。学校の教育活動を広く周知することは大切であり、その方法として書籍を出版することも考えられるが、その場合のルール化が明確ではなかった。

また、本件校長においては、公の刊行物ではないものを販売、発送する際に公私のけじめがつけられていなかった。

ウ 再発防止に向けた方策

教育活動に伴う書籍の出版に関する考え方や手続等をルール化し、出版に当たってのガイドラインの整備が必要である。

また、その際に市教育委員会への届出・指導など、市教育委員会の関与のあり方についても検討すべきである。

6 まとめ

本委員会では、本件服務事故を教訓とするべく、基準の明確化やガイドラインの整備などを具体的な再発防止策として掲げてきた。また、現時点では、学校における臨時的な収入金など、その取扱いについては各校に委ねられているところもある。

こうした点については、今後、各校長の意見も聞きながら、具体的な基準の明確化について検討を進める必要がある。

また、学校配当予算や平成22年度予算計上を見送った学校自律経営支援予算制度など学校に関わる予算については、学校の実態を考慮し、経理処理上の的確な運用を確保しつつ、一方で学校自律経営支援予算本来の意義の再確認や、現場でより有効かつ使

いやすい予算のあり方についても、引き続き検討を進めることが望ましい。

さらに、再発防止に向けた対応策の中には、学校における I S M S や公益通報制度の導入の検討、寄附金等への今後の対応に向けた提案なども盛り込んでいる。

今後は、本報告書で示した視点に基づき、市教育委員会として市とも連携し、具体的な対応を進めることを提案して報告したい。

服務事故に係る検証・再発防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 三鷹市立南浦小学校の公務執行等に関して発生した服務事故（以下「服務事故」という。）を検証し、その再発防止策を検討するため、三鷹市教育委員会に服務事故に係る検証・再発防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 服務事故の原因調査及び検証に関する事項。
- (2) 服務事故の再発防止の検討に関する事項。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 関係行政機関の職員 1人
- (3) 企画部企画経営課長
- (4) 総務部政策法務課長
- (5) 教育部長、教育部総務課長、教育部総務課施設・教育センター担当課長、教育部学務課長及び教育部指導課長

2 委員会は、第2条の所掌事項について必要があると認めるときは、有識者、関係者その他必要とする者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は、教育長が委員の中から指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報告)

第5条 委員長は、服務事故について原因調査及び検証並びに再発防止に関する検討を行ったときは、その結果を教育長へ報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

構成

委 員	氏 名	備 考
学識経験者 ◎	池田 清貴	弁護士
関係行政機関の職員 ○	滝沢 豪	東京都多摩教育事務所管理課長
企画部企画経営課長	竹内 富士夫	企画部調整担当部長
総務部政策法務課長	馬男木 賢一	総務部調整担当部長・総務部危機管理担当部長
教育部長	藤川 雅志	教育部調整担当部長
教育部総務課長	伊藤 幸寛	
教育部総務課施設・教育センター担当 課長	新藤 豊	
教育部学務課長	内野 時男	
教育部指導課長	松野 泰一	平成22年4月1日から
教育部指導室長	後藤 彰	平成22年3月31日まで

◎委員長 ○副委員長